

# 「想定外に備える」

これまでの危機管理法務とこれからの危機管理法務

アネスティ法律事務所  
弁護士 勝田 亮

※平成24年3月20日

太白倫理法人会 経営者モーニングセミナー 講演資料より

# 想定外に備える

---

- ・危機管理法務(予防的法務)  
訴訟リスクを軽減するための予防法務
- ・これまでの危機管理法務  
→企業不祥事に備えた危機管理が中心
- ・これからの危機管理法務  
→企業不祥事＋自然災害に備えた危機管理



# 想定外に備える

---

## 東日本大震災で明らかになった法律問題

- サプライチェーンの寸断 → 債務不履行・遅滞
- 従業員の安否確認 → 労災・雇用
- リース物件の流出 → 債務整理
- 原発事故による風評被害 → 損害補償

→これらの問題に対し、事前に対策を講じる

---



# 想定外に備える

---

- ▶ なぜ危機管理法務が大切か？

## 倒産リスクの増大

- ・東日本大震災による倒産件数の動向  
→全国的に倒産件数は増加している。  
震災倒産は累計645件 阪神大震災時の3.3倍  
H24. 2現在



# 想定外に備える

---

## 考えてみよう(ケースワーク)

- ①請け負った仕事が震災で完成することができなくなった。それまでかかった費用について、お客様に請求できるか？  
あるいは、これから新たにかかる費用について請求できるか？
- ②従業員が業務中に震災でなくなった労災について、会社が労災保険のほか、賠償責任を請求されることはないのか？
- ③商品の仕入れができなくなり、新たに高い商品を仕入れて納品した場合、差額をお客様に請求できるか？

→想定外に備えた 契約約款にするには・・・

※具体例をあげて検討

---



# 想定外に備える

---

## 原発事故との関係での注意点

- ①風評被害の拡散にならないか・・・
- ②予想外に高い放射線量が出た場合・・・

→業者としての説明責任

消費者が商品を選択するための情報を提供

---



## ～震災後の女川～

---

- ▶ H23.10～ 女川町での無料経営相談実施
  - ※H23.10.21 女川町立病院からの風景



# ～震災後の女川～

---

※H24.1 女川町立病院からの風景  
継続的支援の必要性

